

令和 5 年度産業廃棄物最終処分場周辺
地下水水質検査業務委託

業 務 報 告 書

令和 6 年 3 月

読谷村役場 総務部 生活環境課
株式会社 南西環境研究所

第1章 業務概要

1.1 業務名

令和5年度産業廃棄物最終処分場周辺地下水水質検査業務委託

1.2 目的

平成19年9月に沖縄県読谷村内の産業廃棄物安定型処分場（以下、「処分場」という。）周辺の地下水（楚辺高土原）から高濃度の砒素（1.2mg/L）が検出されたことを受け、周辺地下水への汚染の広がりを把握するために、平成20年度～令和4年度の間、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に基づきモニタリングを行ってきた。本業務は、引き続き処分場の周辺地下水の監視を行い、現況について把握し、周辺住民の健康管理等の基礎資料とすることを目的とした。

<SDGs 目標達成に向けての取り組み>

当該業務は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された『SDGs（Sustainable Development Goals /持続可能な開発目標）』の「3.すべての人に健康と福祉を」「6.安全な水とトイレを世界中に」に該当し、政府の『SDGs 実施指針』の8分野の「⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」の取組に係るものとする。

1.3 業務期間

自：令和5年10月18日 至：令和6年3月15日

業務工程表を表1.3.1に示す。

表 1.3.1 業務工程表

項目	令和5年			令和6年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画・準備						
試料採取		27				
分析						
測定結果とりまとめ						
報告書作成						
納品						15

1.5 検査項目および検査方法

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準項目（以下、「地下水健康項目」という。）について検査をおこなった。検査項目および検査方法を表 1.5.1 に示す。

表 1.5.1 検査項目および検査方法

項目	検査の方法
カドミウム	環告第10号 ^{*1} JIS K 0102-55.4
全シアン	環告第10号 JIS K 0102-38.5
鉛	環告第10号 JIS K 0102-54.4
六価クロム	環告第10号 JIS K 0102-65.2.1
砒素	環告第10号 JIS K 0102-61.4
総水銀	環告第10号 環告第59号 ^{*2} 付表2
アルキル水銀	環告第10号 環告第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	環告第10号 環告第59号 付表4
ジクロロメタン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
四塩化炭素	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
1,2-ジクロロエタン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
トリクロロエチレン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
テトラクロロエチレン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
チウラム	環告第10号 環告第59号 付表5
シマジン	環告第10号 環告第59号 付表6
チオベンカルブ	環告第10号 環告第59号 付表6
ベンゼン	環告第10号 JIS K 0125-5.2.1
セレン	環告第10号 JIS K 0102-67.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環告第10号 JIS K 0102-43.2.6及び43.1.3
ふっ素	環告第10号 JIS K 0102-34.4
ほう素	環告第10号 JIS K 0102-47.4
クロロエチレン	環告第10号 付表 第2
1,4-ジオキサン	環告第10号 環告第59号 付表8 第3

〔備考〕

*1 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月 環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月 環境省告示第63号

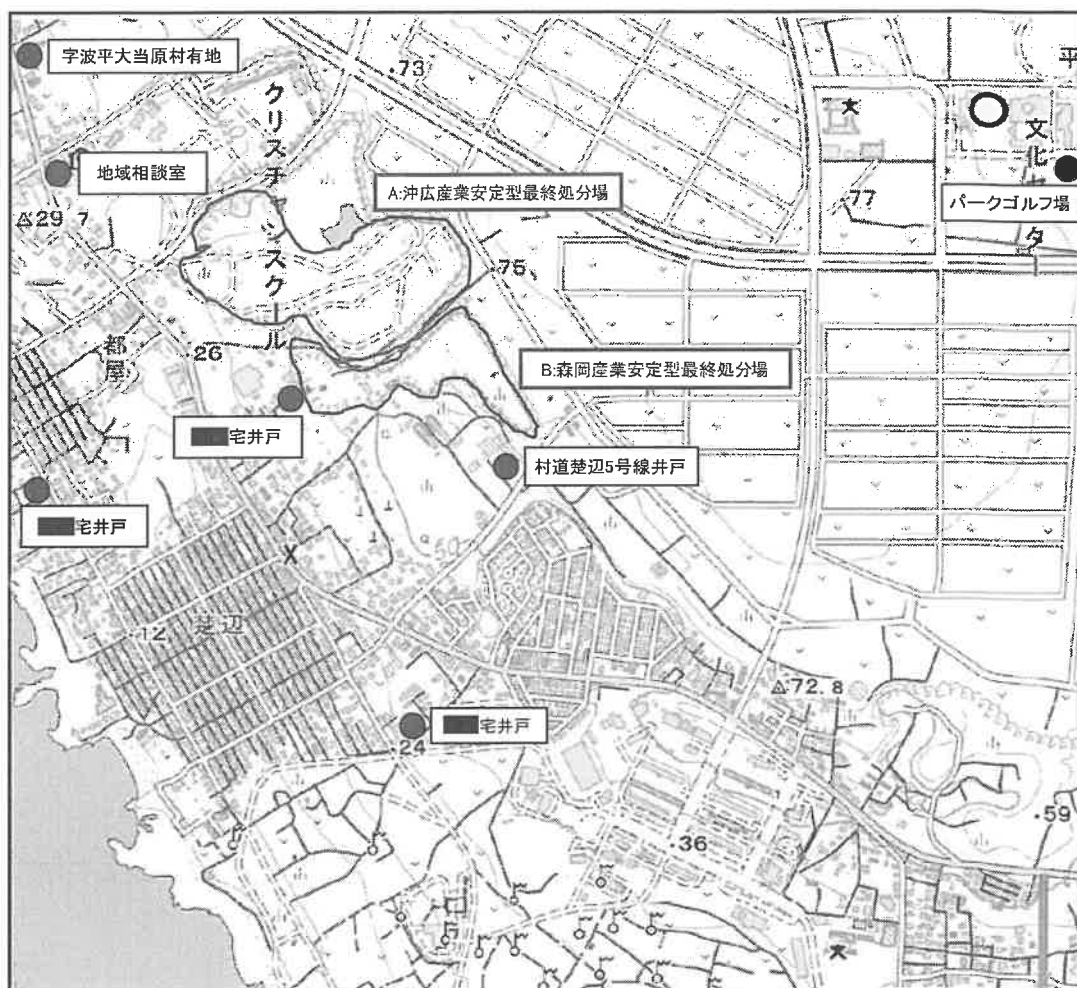
*2 水質汚濁に係る環境基準について

昭和46年12月 環境庁告示第59号 最終改正 令和5年3月 環境省告示第6号

表2.1.1 検査結果一覧

調査地点		パークゴルフ場	宅井戸	宅井戸	宅井戸	宇波平大当原村有地	地域相談室	村道楚辺5号線井戸	宅井戸	基準値
採取日		令和5年11月27日	令和5年11月27日	令和5年11月27日	令和5年11月27日	令和5年11月27日	令和5年11月27日	令和5年11月27日	令和5年11月27日	
採取時刻		15:48	10:50	11:28	13:00	14:55	15:25	10:15	-	
気温		21.2	24.5	24.0	27.9	23.5	23.5	22.5	-	
水温		25.8	29.5	24.0	27.9	25.9	25.5	25.2	-	
人の健康の保護に関する環境基準項目	1 カドミウム	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.003以下
	2 全シアン	mg/L	不検出(<0.1)	不検出(<0.1)	不検出(<0.1)	不検出(<0.1)	不検出(<0.1)	不検出(<0.1)	不検出(<0.1)	不検出
	3 鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	4 六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
	5 砒素	mg/L	<0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	6 総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	7 アルキル水銀	mg/L	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出(<0.0005)	不検出
	9 ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02以下
	10 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	11 クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	12 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004以下
	13 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下
	14 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04以下
	15 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1以下
	16 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
	17 トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	18 テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002以下
	20 チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	21 シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	22 チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	23 ペンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	24 セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.77	0.56	0.11	2.78	3.95	5.90	3.41	10以下
	26 ふっ素	mg/L	0.10	0.21	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下
	27 ほう素	mg/L	0.03	1.3	0.02	0.03	0.12	0.03	0.08	1以下
	28 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

* 〇 は人の健康の保護に関する環境基準値の超過を示す。



- : 読谷村役場
- : 最終処分場(A・B)
- : 地下水採水地点

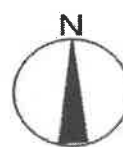


図1.4.1 採取地点図